

厚生労働省発老0327第2号
令和8年3月27日

各 都道府県知事 殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱」により行うこととされ、令和8年4月1日から適用することとされたので通知する。

別 紙

令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱

（通則）

- 1 令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年 厚生省
労働省 令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は次の事業を交付の対象とする。
 - （１）介護事業所等に対するサービス継続支援事業
令和８年３月２７日老発０３２７第２号厚生労働省老健局長通知の別紙１「令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が補助する事業
 - （２）介護施設等に対するサービス継続支援事業
令和８年３月２７日老発０３２７第２号厚生労働省老健局長通知の別紙２「令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱」に基づき、都道府県が補助する事業
 - （３）介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県分）
令和８年３月２７日老発０３２７第２号厚生労働省老健局長通知の別紙３「令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護事業所等に対するサービス継続支援事業及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務分）実施要綱」に基づき、都道府県が行う事業

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額とする。ただし、次の表の第２欄に定める種目ごとの額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる

ものとする。

(1) 3の(1)の事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(2)の事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助する額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(3) 3の(3)の事業

ア 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定する。

イ アにより選定された額に、第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業	介護事業所等に対するサービス継続支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護事業所等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な補助金及び交付金	3/4
	介護施設等に対するサービス継続支援事業	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な補助金及び交付金	10/10
	介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業(都道府県事務費分)	厚生労働大臣が必要と認めた額	介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業の実施に必要な報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費	10/10

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の種目間における経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の10%以内の変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (10) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(1)から(7)に掲げる条件と、「補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別紙様式第5に準じた様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、都道府県知事に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を都道府県に返還しなければならない。」及び「事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業に

より取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により都道府県知事が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。」の条件を付さなければならぬ。

この場合において、(1)から(4)及び(6)の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(5)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。

- (11) (10)により付した条件に基づき、都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (12) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。また、間接補助事業者から仕入控除税額に係る報告を受けたときは、別紙様式第5による報告書に關係書類を添えて速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
- (13) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(申請手続)

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による申請書に關係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 8 厚生労働大臣は、6又は7による交付申請書が到達した日から速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- 10 この補助金の事業実績報告は、別紙様式第4による事業実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（5（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、6に定めるところにより交付の申請を行った場合において、事業実績報告書を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

（補助金の返還）

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

（その他）

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式第 1

令和８年度（令和７年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）調書

令和8年度厚生労働省所管

(都道府県名)

国			地 方 公 共 団 体								備 考
歳出予算科目	交 付 決 定 額 の	補助率	歳 入			歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	うち国庫 補助金 相当額	支 出 済 額	うち国庫 補助金 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目とともに、交付決定通知書に示した事業区分名も記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出にあつては、前記1国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分名を記入する場合において、これに対応する経費が目の内訳に係るときは、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

別紙様式第 2

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申 請 額 金 円

（添付書類）

- 1 令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）所要額調（別紙様式第 2－1）
- 2 事業計画書（別紙様式第 2－2）
- 3 歳入歳出予算書（見込書）抄本

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）所要額調

（都道府県名）

区分	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 (A-B)C 円	対象経費額 D 円	基準額 E 円	都道府県補助基本額 F 円	都道府県補助予定額 G 円	国庫補助額 H 円	国庫補助額 I 円	仕入れに係る消費税等相当額 J 円	要国庫補助金 (I-J)K 円	備考	補助率
介護事業所等に対するサービス継続支援事業			0			0		0	0		0		3/4
介護施設等に対するサービス継続支援事業			0			0		0	0		0		10/10
介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務費分）			0					0	0		0		10/10
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

- 1 **E欄**には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 **F欄**には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 **H欄**には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記入する。（介護事業所等に対するサービス継続支援事業、介護施設等に対するサービス継続支援事業の場合）
- 4 **I欄**には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務費分）の場合）
- 5 **I欄**には、H欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等に対するサービス継続支援事業） 事業計画書

(都道府県名)

No.	事業所・施設等の種別		補助単価	事業所数 又は 施設数	定員数	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	都道府県 補助基本額	都道府県 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	仕入れに係る 消費税等相当 額	要国庫補助金
			千円	事業所・施設	人	A 円	B 円	(A-B)C 円	D 円	E 円	F 円	G	H 円	I	J 円	(I-J)K 円
				0	0	0		0			0		0	0		0
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型	200			0										
2		1月あたり延べ訪問回数200回以下	300			0										
3		1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400			0										
4		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500			0										
5	訪問入浴介護事業所		200			0										
6	訪問看護事業所		200			0										
7	訪問リハビリテーション事業所		200			0										
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200			0										
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300			0										
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400			0										
11	通所リハビリテーション事業所		200			0										
12	特定施設入居者生活介護		200			0										
13	福祉用具貸与事業所		200			0										
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200			0										
15	夜間対応型訪問介護事業所		200			0										
16	地域密着型通所介護事業所		200			0										
17	認知症対応型通所介護事業所		200			0										
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200			0										
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200			0										
20	地域密着型特定施設入居者生活介護		200			0										
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200			0										
22	居宅介護支援事業所		200			0										
23	介護老人福祉施設		6			0										
24	介護老人保健施設		6			0										
25	介護医療院		6			0										
26	地域密着型介護老人福祉施設		6			0										
27	短期入所生活介護事業所		6			0										
28	養護老人ホーム		6			0										
29	軽費老人ホーム		6			0										

(注)

- 1 E欄には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 H欄には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 4 I欄には、H欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護施設等に対するサービス継続支援事業） 事業計画書

(都道府県名)

No.	事業所・施設等の種別	補助単価	事業所数 又は 施設数	定員数	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	都道府県 補助基本額	都道府県 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	仕入れに係る 消費税等相当 額	要国庫補助金
		千円	事業所・施設	人	A 円	B 円	(A-B)C 円	D 円	E 円	F 円	G	H 円	I	J 円	(I-J)K 円
			0	0	0		0			0		0	0		0
1	介護老人福祉施設	18			0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
2	介護老人保健施設	18			0										
3	介護医療院	18			0										
4	地域密着型介護老人福祉施設	18			0										
5	短期入所生活介護事業所	18			0										
6	養護老人ホーム	18			0										
7	軽費老人ホーム	18			0										

(注)

- 1 E欄には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 H欄には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 4 I欄には、H欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の変更交付申請について

標記について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

申 請 額		
追加交付・交付決定一部取消申請額	金	円
（内訳） 国庫補助金既交付決定額	金	円
変更後国庫補助金所要額	金	円

（添付書類）

- 1 令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）（追加交付・交付決定一部取消）所要額調（別紙様式第 3－1）
- 2 事業計画書（別紙様式第 3－2）
- 3 歳入歳出予算書（見込書）抄本

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）（追加交付・交付決定一部取消）所要額調

（都道府県名）

区分	総事業費 A 円	寄付の金 他収入 B 円	その額の 差引額 (A-B)C 円	対象経費 支出予定額 D 円	基準額 E 円	都道府県 補助基本額 F 円	都道府県 補助予定額 G 円	国庫補助 額 H 円	国庫補助 額 I 円	仕入れに係る 消費税等相当額 J 円	要国庫補助金 (I-J)K 円	既決 交付 額 L 円	追加交付額 (一部取消額) (K-L)M 円	備考	補助率
介護事業所等に対するサービス継続 支援事業			0			0		0	0		0		0		3/4
介護施設等に対するサービス継続支 援事業			0			0		0	0		0		0		10/10
介護事業所等及び介護施設等に対 するサービス継続支援事業（都道府県 事務費分）			0					0	0		0		0		10/10
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(注)

1 **E欄**には、本通知に定める基準額を記入する。

2 **F欄**には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。

3 **H欄**には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記入する。（介護事業所等に対するサービス継続支援事業、介護施設等に対するサービス継続支援事業の場合）

4 **H欄**には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務費分）の場合）

5 **I欄**には、H欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等に対するサービス継続支援事業） 事業計画書

(都道府県名)

No.	事業所・施設等の種別		補助単価 千円	事業所数 又は 施設数 事業所・施設	定員数 人	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 (A-B)C 円	対象経費 支出予定額 D 円	基準額 E 円	都道府県 補助基本額 F 円	都道府県 補助予定額 G	国庫補助 基本額 H 円	国庫補助 所要額 I	仕入れに係る 消費税等相当 額 J 円	要国庫補助金 (I-J)K 円
				0	0	0	0	0			0		0	0		0
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型	200			0										
2		1月あたり延べ訪問回数200回以下	300			0										
3		1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400			0										
4		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500			0										
5	訪問入浴介護事業所		200			0										
6	訪問看護事業所		200			0										
7	訪問リハビリテーション事業所		200			0										
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200			0										
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300			0										
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400			0										
11	通所リハビリテーション事業所		200			0										
12	特定施設入居者生活介護		200			0										
13	福祉用具貸与事業所		200			0										
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200			0										
15	夜間対応型訪問介護事業所		200			0										
16	地域密着型通所介護事業所		200			0										
17	認知症対応型通所介護事業所		200			0										
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200			0										
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200			0										
20	地域密着型特定施設入居者生活介護		200			0										
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200			0										
22	居宅介護支援事業所		200			0										
23	介護老人福祉施設		6			0										
24	介護老人保健施設		6			0										
25	介護医療院		6			0										
26	地域密着型介護老人福祉施設		6			0										
27	短期入所生活介護事業所		6			0										
28	養護老人ホーム		6			0										
29	軽費老人ホーム		6			0										

(注)

- 1 E欄には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 H欄には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 4 I欄には、H欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護施設等に対するサービス継続支援事業） 事業計画書

(都道府県名)

No.	事業所・施設等の種別	補助単価	事業所数 又は 施設数	定員数	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	都道府県 補助基本額	都道府県 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	仕入れに係る 消費税等相当 額	要国庫補助金
		千円	事業所・施設	人	A 円	B 円	(A-B)C 円	D 円	E 円	F 円	G	H 円	I	J 円	(I-J)K 円
			0	0	0	0	0			0		0	0		0
1	介護老人福祉施設	18			0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
2	介護老人保健施設	18			0										
3	介護医療院	18			0										
4	地域密着型介護老人福祉施設	18			0										
5	短期入所生活介護事業所	18			0										
6	養護老人ホーム	18			0										
7	軽費老人ホーム	18			0										

(注)

- 1 E欄には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 H欄には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 4 I欄には、H欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙様式第 4

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事

令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）の事業実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

精 算 額 金 円

（添付書類）

- 1 令和 8 年度（令和 7 年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）精算書（別紙様式第 4－1）
- 2 事業実績報告書（別紙様式第 4－2）
- 3 歳入歳出決算書（見込書）抄本

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）精算書

（都道府県名）

区分	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 (A-B)C 円	対象経費 支出予定額 D 円	基準額 E 円	都道府県 補助基本額 F 円	都道府県 補助予定額 G 円	国庫補助 基本額 H 円	国庫補助 要額 I 円	仕入れに係る 消費税等相当額 J 円	要国庫補助額 (I-J)K 円	国庫補助額 L 円	国庫補助 受入額 M 円	差引過不足額 (M-K)N 円	備考	補助率
介護事業所等に対するサービス継続 支援事業			0			0		0	0		0			0		3/4
介護施設等に対するサービス継続支 援事業			0			0		0	0		0			0		10/10
介護事業所等及び介護施設等に対す るサービス継続支援事業（都道府県 事務費分）			0					0	0		0			0		10/10
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

（注）

- 1 B欄には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 H欄には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記入する。（介護事業所等に対するサービス継続支援事業、介護施設等に対するサービス継続支援事業の場合）
- 4 H欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業（都道府県事務費分）の場合）
- 5 I欄には、H欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護事業所等に対するサービス継続支援事業）実績報告書

（都道府県名）

No.	事業所・施設等の種別		補助単価 千円	事業所数 又は 施設数 事業所・施設	定員数 人	総事業費 A 円	寄付金その他の 収入額 B 円	差引額 (A-B)C 円	対象経費 支出予定額 D 円	基準額 E 円	都道府県 補助基本額 F 円	都道府県 補助予定額 G	国庫補助 基本額 H 円	国庫補助 所要額 I	仕入れに係る 消費税等相当 額 J 円	要国庫補助金 (I-J)K 円
				0	0	0	0	0			0		0	0		0
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型	200			0										
2		1月あたり延べ訪問回数200回以下	300			0										
3		1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	400			0										
4		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	500			0										
5	訪問入浴介護事業所		200			0										
6	訪問看護事業所		200			0										
7	訪問リハビリテーション事業所		200			0										
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	200			0										
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	300			0										
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	400			0										
11	通所リハビリテーション事業所		200			0										
12	特定施設入居者生活介護		200			0										
13	福祉用具貸与事業所		200			0										
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		200			0										
15	夜間対応型訪問介護事業所		200			0										
16	地域密着型通所介護事業所		200			0										
17	認知症対応型通所介護事業所		200			0										
18	小規模多機能型居宅介護事業所		200			0										
19	認知症対応型共同生活介護事業所		200			0										
20	地域密着型特定施設入居者生活介護		200			0										
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		200			0										
22	居宅介護支援事業所		200			0										
23	介護老人福祉施設		6			0										
24	介護老人保健施設		6			0										
25	介護医療院		6			0										
26	地域密着型介護老人福祉施設		6			0										
27	短期入所生活介護事業所		6			0										
28	養護老人ホーム		6			0										
29	軽費老人ホーム		6			0										

（注）

- 1 **E欄**には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 **F欄**には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 **H欄**には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 4 **I欄**には、H欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

令和8年度（令和7年度からの繰越分）介護保険事業費補助金（介護施設等に対するサービス継続支援事業）実績報告書

(都道府県名)

No.	事業所・施設等の種別	補助単価	事業所数 又は 施設数	定員数	総事業費	寄付金その他の 収入額	差引額	対象経費 支出予定額	基準額	都道府県 補助基本額	都道府県 補助予定額	国庫補助 基本額	国庫補助 所要額	仕入れに係る 消費税等相当 額	要国庫補助金
		千円	事業所・施設	人	A 円	B 円	(A-B)C 円	D 円	E 円	F 円	G	H 円	I	J 円	(I-J)K 円
			0	0	0	0	0			0		0	0		0
1	介護老人福祉施設	18			0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
2	介護老人保健施設	18			0										
3	介護医療院	18			0										
4	地域密着型介護老人福祉施設	18			0										
5	短期入所生活介護事業所	18			0										
6	養護老人ホーム	18			0										
7	軽費老人ホーム	18			0										

(注)

- 1 E欄には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 F欄には、C欄、D欄及びE欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 H欄には、F欄及びG欄を比較して少ない方の額を記入する。
- 4 I欄には、H欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。ただし、乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別紙様式第 5

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日 第 号により交付決定があった令和 8 年度
(令和 7 年度からの繰越分) 介護保険事業費補助金(介護事業所等及び介護
施設等に対するサービス継続支援事業)について、令和 8 年度(令和 7 年度
からの繰越分) 介護保険事業費補助金(介護事業所等及び介護施設等に対す
るサービス継続支援事業) 交付要綱 5 の(12)の規定に基づき、下記のとおり
報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)
第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額

金 _____ 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額

金 _____ 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 _____ 円

- 4 補助金返還相当額

金 _____ 円

- 5 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握
できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。